

EU研究ディプロマプログラム履修に関する申合せ

平成28年6月13日
センター委員会決定
改正：令和元年1月7日

第1 履修時期

- (1) EU研究ディプロマプログラム（以下「EU-DPs」という。）を履修する学生（以下「履修学生」という。）は、毎学期はじめの所定の期間に、科目群の区分により、各授業科目の履修手続きを行うものとする。
- (2) 授業科目の履修は、履修学生が卒業又は修了するまでの間に履修し、単位を修得するものとする。

第2 単位認定

センター長がEU-DPsの授業科目として定める授業科目に係る単位の認定は、当該科目を開講する授業担当教員が行うものとする。

第3 単位の取扱い

- (1) 履修学生が、入門科目群の授業科目から4単位以上の単位を修得した場合、修得した単位のうち4単位は入門科目群の修得単位とし、それ以外の単位はモジュール科目群の修得単位として取扱うものとする。
- (2) 履修学生が、EU-DPsを履修する前に科目群の各授業科目を履修し、単位を修得していた場合は、EU-DPsの授業科目の履修により修得した単位として取扱うものとする。

第4 リサーチペーパー

EU-DPsの修了に必要なリサーチペーパーは、EU及びヨーロッパに関する研究についてまとめた論文とし、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 提出年次
学部学生対象コースは3年次以上を提出年次とし、大学院修士課程学生対象コースには年次制限を設けない。
- (2) 登録
リサーチペーパー提出を希望する学生は、リサーチペーパー提出年度内の所定の期日までに、「リサーチペーパー計画書」をEUセンターに提出する。
- (3) テーマ
EUセンター委員会教育部会は、「リサーチペーパー計画書」に基づき、申請されたテーマがEU-DPsリサーチペーパーとして適格か判定するものとする。
- (4) 分量
リサーチペーパーの分量は、各分野の卒業論文又はゼミ論文若しくは修士論文の50%を基準とする。
- (5) 指導教員
 - ア. 大学院修士課程学生対象コースのリサーチペーパーは、原則として修士論文（以下「修論」という。）をもってかえることを可能とし、指導は修論の指導教員が担当する。ただし、指導教員以外の教員も指導を担当することができる。
 - イ. 学部学生対象コースのリサーチペーパーは、卒業論文（卒業研究、ゼミ論文を含む。以下「卒論」という。）をもってかえることを可能とし、指導は演習担当教員が担当する。ただし、演習担当教員以外の教員も指導を担当することができる。
 - ウ. リサーチペーパーに関する指導を引き受けるか否かについては、当該指導教員の

判断に委ねる。

(6) 審査

リサーチペーパーは、履修学生の指導教員による評価票（別に定める様式）を添えて提出するものとし、E U - D P s の修了に適格なりサーチペーパーであるかE U センター委員会教育部会で審査するものとする。

(7) 優秀賞、最優秀賞

優秀賞に「E U 研究部門」及び「ヨーロッパ研究部門」の2部門を設ける。「E U 研究部門」はE U 自体を研究対象としたリサーチペーパーであること、「ヨーロッパ研究部門」は広くヨーロッパに関連したリサーチペーパーであることとする。指導教員は評価票に優秀賞推薦の有無と部門を明記し、優秀賞に推薦する場合は別途推薦理由書を添付する。指導教員が優秀賞に推薦する基準は「当該学部又は大学院において特に優れた内容をもつもの（評価Sに限る）」とする。また、指導教員が1学期に優秀賞に推薦できる人数は、1部門につき1名を原則とする。指導教員の推薦によりセンター長が必要と認める場合、優秀なりサーチペーパーであると認められた履修学生に対し、優秀賞を授与するものとし、特に優れていると認められるものには「最優秀賞」を授与する（ただし、最優秀賞の授与は、「E U 研究部門」に限る）。なお、選考方法については、教育部会が評点等を考慮し、当該学期において1名を目安に選定し授与するものとする。

第5 その他

博士課程の学生は、博士論文指導教員およびリサーチペーパー指導教員双方の署名を提出することにより、大学院修士課程学生対象コースに登録することができる。科目履修については当該学生の所属大学院の規定に従い履修登録する。